

平成 2 0 年度

第 1 回東京都食品安全審議会

日 時：平成 2 0 年 7 月 1 8 日（金）午後 2 時～

場 所：東京都庁第一本庁舎 4 2 階 特別会議室 A

午後2時00分開会

【中村食品監視課長】 定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第1回東京都食品安全審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お暑い中、また大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。議事に入るまでの間、私、福祉保健局健康安全部食品監視課長の中村が司会を務めさせていただきます。

なお、省エネルックということで、職員の大半が軽装で対応しておりますので、どうぞ皆様も、よろしければお楽な格好で過ごしていただければと思います。

開会に先立ちまして、梶原健康安全部長より御挨拶申し上げます。

【梶原健康安全部長】 福祉保健局健康安全部長の梶原でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。この7月より健康安全部長に就任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

さて、このところ、中国産冷凍餃子問題や、ウナギ、あるいは牛肉の表示の偽装の事例など、食品の安全や表示に関する問題がメディアでも数多く報道され、都民からも多くの関心が注がれています。また、今年5月に内閣府が発表した食育に関する意識調査の中でも、約半数の方が食生活に関して悩みや不安があるとしており、8割の方が食品の安全性を不安な項目として挙げております。

このような食品の安全性に対する都民ニーズにこたえるためには、行政が行う食品の安全性の確保対策はもちろんのことですが、事業者自らが行う自主管理の推進、あるいは都民や事業者に対する分かりやすい情報の提供など、重要な事項が多数あります。東京都といたしましては、本日皆様に御審議いただく食品安全推進計画を中心に、これらの課題に適切に対応していくこと、これが私どもの責務であると考えております。

本日は、食品安全推進計画の中でも、特に重点的・優先的に取り組む施策として位置づけた11の戦略的プランの進捗状況を報告させていただきます。

委員の皆様からは、専門的立場、あるいは都民の視点から忌憚のない御意見を賜り、より着実な計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

本日の審議会は、このたびの任期中におきまして最後の審議会であると聞いております。委員の皆様には、これまで都の食品安全行政の推進に御指導、お力添えを賜りまして、厚く御礼を申し上げます。今後とも引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【中村食品監視課長】 引き続きまして、委員の交代がございましたので、御紹介申し上げます。昨年度まで当審議会委員をお願いしておりました、日本チェーンストア協会関東支部の尾池委員が、御都合で御退任されました。その御後任といたしまして、同協会関東支部事務局長の友村様に新たに委員をお願いしております。なお、本日、友村委員におかれましては、所要により御欠席でございます。

また、東京都の事務局職員が一部人事異動で変わりましたので、お配りしております名簿に沿いまして、簡単に私から御紹介いたします。

まず、先ほど御挨拶申し上げます福祉保健局健康安全部長が桜山から梶原に変わりました。

た。また、生活文化スポーツ局消費生活部長が宮川から清宮に、環境局環境改善部長が石渡から柿沼に、中央卸売市場事業部長が荒井から大橋に変わりました。本日は、清宮、柿沼は別の会議が入っておりますため欠席させていただいております。その他の職員につきましては、名簿をもちまして御紹介とさせていただきます。

続きまして、委員の皆様の出席状況の確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都食品安全審議会規則第5条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができないことになっております。ただいま御出席の委員は13名で、委員総数22名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日、丸山副会長、今井委員、西山委員、林委員、和田委員、松田委員、それから先ほど申し上げました友村委員が御欠席ということで御連絡をいただいております。

また、黒川会長におかれましては、急な御都合で御欠席の旨を賜りました。そこで、本日の議事進行に係る事項につきまして、黒川会長からお預かりいたしましたので、東京都食品安全審議会規則第8条に則りまして皆様にお諮りいたします。

東京都審議会規則では、第3条で、審議会の会務の総理をするのは、会長、または会長に事故があるときは副会長と定められております。本来ならば、黒川会長、丸山副会長のお二人とものお出席が難しい場合には、また改めて審議会を開催するところがございますが、今回につきましては急遽の会長の御欠席が決まりましたこと、また、議事内容が主に報告事項であることから、今回に限りまして、会長から代理の方を指名いたしまして、議事の進行をお願いしたい旨、黒川会長より承りました。委員の皆様、このようなことでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

【中村食品監視課長】 ありがとうございます。それでは、黒川会長からは、本日大屋委員を御指名いただいております。大屋委員におかれましては、恐れ入りますが、議長席にお移りいただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

では、以後の進行は大屋委員をお願いいたしたいと存じます。

なお、御発言の際は、挙手の上、目の前の白いボタンを押していただきまして、ランプが点灯してから御発言をお願いしたいと思います。マイクの調子が悪い場合もございますが、その際は、適宜職員がマイクをお持ちいたします。

それでは、大屋委員、よろしくお願いいたします。

【大屋委員】 委員の皆様のお容赦をいただきまして、進行を務めさせていただきます。議事の進行につきまして、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議の次第に従いまして、平成17年3月に策定されました食品安全推進計画の戦略的プランの進捗状況について、平成19年度までの進捗状況と平成20年度の予定につきまして、事務局から御報告いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【佐藤食品安全担当係長】 まず、戦略的プランの内容について御説明いたします。

この推進計画につきましては、東京都食品安全条例第7条により定められ、平成17年度から21年度までの5カ年計画となっております。計画の進行管理につきましては、随時審議会の場で御報告しております。

まず資料1を御覧ください。平成17年度から19年度までの進捗状況をまとめております。

戦略的プランについて、いま一度簡単に御紹介いたします。プラン1は、食品衛生自主管

理認証制度、プラン2は、食品の生産情報の提供に積極的に取り組む事業者の登録制度、いわゆるパッケンマークの制度の推進についてです。プラン3は、食品のリスク情報の収集、またこの情報の評価と施策への反映を挙げております。

プラン4につきましては、全庁的な危機管理体制の強化について、プラン5は、輸入食品対策、プラン6は、農産物の生産現場における指導の充実についてです。

プラン7については、残留農薬の効果的な検証・監視指導の実施について、プラン8は、健康食品対策、プラン9は、適正な食品表示の推進についてです。プラン10は、食品安全に関する食育の推進事業、プラン11は、平成17年度にもこの審議会で答申をいただきましたが、食品安全に関するリスクコミュニケーションに関する事業についてでございます。

資料1には、5年計画の内容、平成17年から19年の過去3年分の実施結果及び今年度の予定について書いております。

これから、昨年度の進捗状況について各局から御報告いたしますが、資料1から抜粋した内容を資料2にまとめましたので、資料2を御覧いただきながらお聞きください。

それでは、プラン1から御説明いたします。

【山下福祉保健局副参事】 食品衛生自主管理認証制度におきまして、東京都は、認証基準をつくる、指定審査事業者の管理監督を行う、そして、認証を受けた事業者の公表を行うという役割を担っています。

平成19年度につきましては、まず、飲食店営業（そば）という業種の認証基準の策定について検討、都外事業者への制度の適用に向けました近隣の各縣市への働きかけ、マニュアル作成のためのセミナーの開催、全指定審査事業者に対する監査を予定しておりました。

実績としましては、専門委員会を開催いたしまして、飲食店営業（そば）における認証基準の策定を完了しております。また、都外事業者への適用に向けた働きかけですが、製造業等におきましては、都内の製造業者は都外へ移転する傾向が強まっております。したがって、都内に流通する食品を扱っている事業者で認証を受けたいという優れた事業者に対して、申請によって東京都の自主管理認証制度を適用することについて、食品衛生担当課長会等で、近隣縣市に対しまして問いかけましたところ、いいですよという自治体がかかりました。これにつきましては、今年も働きかけをしていく予定です。

指定審査事業者につきましては、平成19年度に新たに5事業者が追加となり、合計22事業者が指定審査事業者になっております。20年度の予定ですが、飲食店（一般）という業種につきまして認証基準を策定する予定です。大量調理施設、あるいは集団給食等におきましての衛生基準の各項目につきましては既に各委員会で検討済みですので、さらに小規模な飲食店営業（一般）に対する認証基準につきましては、それらを引用する形で既に案を作り上げたところです。この案につきましては、8月の連絡会議に提示する予定でございます。

その他製造業の認証基準の策定ですが、既存の認証基準は、現在22業種分あります。その他に、食品衛生法上の各種の製造業等は26業種あります。同じような作業で基準の策定を行いますと同じぐらいの年数が必要になりますが、既に検討した各項目の衛生基準を引用することが可能ですので、ただいまそれを基に案を作成しています。同じく8月の連絡会議で諮る予定です。

本部機能の認証、都外施設の認証に向けた検討も実施する予定です。こちらは検討すべき部分が多いものですから、平成21年度にかけての検討になる予定です。その他、マニュアル

作成セミナー、指定審査事業者等への監査は、昨年度に引き続き実施する予定です。

戦略的プラン1は以上です。

【大川産業労働局食料安全室長】 戦略的プラン2、生産情報提供食品事業者登録制度の促進状況につきまして、御説明いたします。

この制度ですが、食品事業者、例えば農業者でいえば、その農産物を栽培するに当たって、いつ種をまいたのか、あるいは収穫したのか。また、どのように肥料や農薬を使って生産をしたのか。そうした情報について、例えばホームページ上や電話による問い合わせ等に応じて積極的に提供できる事業者を、東京都に登録して公表することで、都民が安心して食品を選択できるようにする。そういった制度で、平成16年度に開始したものです。

平成19年度末現在の登録事業者総数は、2,444事業者です。前年度に比べまして、約800事業者ほど増加しました。

平成20年度は、さらにこうした事業者に積極的に登録してもらおうということで、各種のPR等の拡大策を実施します。拡大策としては、新たに、事業者と消費者の間での情報交換や相互理解などを進めるためのシンポジウムの開催、そして、東京都の制度に関わらず、様々なプライベートブランド等で取組みがなされていますが、都内における生産情報付きの食品の流通状況、あるいは消費者ニーズなどについての実態調査を実施する予定です。

戦略的プラン2は以上です。

【新井福祉保健局副参事】 戦略的プラン3について御説明します。

参考資料1-1「一般都民向けのノロウイルス感染予防」のパンフレットを御参照ください。37万部作成して、特にリスクの高い乳幼児での効果を上げるため、市区町村の保育園・幼稚園を所管する主幹部を通じて、園児の保護者に重点的に配布しています。

参考資料の1-2「食品関係事業者向けのノロウイルス食中毒予防」パンフレットを御参照下さい。42,000部作成し、昨年11月より保健所等を通じて食品関係事業者に配布しています。内容につきましては、後ほどパンフレットを御覧ください。

次に、参考資料2「身近にある有毒植物」のパンフレットを御覧ください。食品安全情報評価委員会の評価を受けて作成したパンフレットです。写真を多く盛り込みまして、できるだけ分かりやすいものになるようにいたしました。野草による食中毒が多くなる春先に作成しまして、保健所などの事業所他、都内のビジターセンターや公園など、野草に興味を持つ方の目にとまるような施設への配布も行っています。

戦略的プラン3の説明は以上です。

【中村食品監視課長】 戦略的プラン4と5につきまして御説明します。

まず、プラン4、事故発生時における的確に被害の拡大防止を図る、危機管理体制の特に初動態勢に着目した事業です。

まず、平成19年度には、平成19年8月と本年2月に、八王子市及び特別区を含む保健所の食品衛生監視員を対象とする研修において、条件付与型のシミュレーションによる危機管理訓練を実施しました。初動態勢については、情報が錯綜する中でどのように収集・集約して、それぞれの保健所の特性に応じて対応していくかということが問われています。ご存知のとおり、東京都は、大規模な食中毒が起きた場合には広報対応をしており、それも大きな役割の1つです。同じ条件の付与の下、普段は本庁で行っているような業務の部分も含めてどのような対応をとるのかという訓練を実施しています。

なお、この訓練については、食品衛生監視員として当たり前だと言われる訓練ではありませんが、非常に高いスキルと経験を持った団塊の世代の職員が大量退職するため、そうしたスキルの継承というのでしょうか、保存ということも大きな趣旨です。

2点目に、平成20年1月に、輸入冷凍餃子による健康被害事例が起きました。非常に色々な分野に派生したことは御承知のとおりです。都においても、今日出席しております局や教育庁を含めて緊急の連絡会議を開催しまして、まず、情報収集、そして初めの時点では情報を共有化して各局がこの時点で判断して対応できることは何かという視点からの連絡会議を設けました。

来年度の予定につきましては、当然こうした緊急対応をするとともに、平成19年度同様、中央卸売市場、あるいは福祉保健局において、訓練を重ねていく予定です。

続きまして、戦略的プラン5、輸入食品対策です。昨年度は輸入食品に関する話題が多くありました。平成19年度実績ですが、農薬検査、遺伝子組み換え食品の検査などは継続して実施しています。他、8月頃に、国内例ではなく、他国における中国産のおもちゃや食品、医薬品などの事例がメディアで多数報道されました。国内においても、中国産を始めとする輸入食品に関する不安が高まりました。東京都としては、このような状況に対応するために、まず1点としては、市場に流通する加工食品の検査を118品目実施しました。この検査は、消費者の方が身近に手にするものを対象としています。この場合に問題になりましたのが食品添加物や抗菌性物質などでしたので、そうしたものを中心に検査しています。この118品目については、違反はありませんでした。

2点目には、例年はもう少し遅い時期に実施している事業者への講習会を、情報提供も兼ねて緊急に8月に開催しました。講習会では、食品の輸入に当たっての注意事項の再確認とともに、中国大使館からも講師を招き、中国の輸出食品に関するレギュレーションの問題についても現状をお話しいただいています。

昨年度には、このような対応をもう一度とりました。御存じのとおり、輸入冷凍餃子について、高濃度の農薬メタミドホスによる重篤な被害事例が発生しました。ここでは、農薬中毒事案というよりは薬物中毒事案として捉えています。この際に、重篤な患者が出た商品について緊急的に回収をしていたわけですが、他メーカーのものや国産のものも含めて不安が広がりましたので、やはり消費者の方が市場で入手できる段階における様々な冷凍食品120品目を検査しました。検査項目は、主にメタミドホスを含む有機リン系の農薬です。検査の結果、薬物は検出されませんでした。以上のことは、プレス対応もしています。

なお、この餃子の件につきましては、後ほど詳しく御報告いたします。

今年度も、輸入食品対策は同じ考え方で努めます予定です。また、必要に応じてこのような緊急対応を行います。

戦略的プラン4、5については以上です。

戦略的プラン6及び7につきましては、継続して実施しております事業ですので、説明は省略させていただきます。

【新井福祉保健局副参事】 次に、戦略的プラン8について御説明いたします。

参考資料3を合わせて御覧ください。健康食品の試買調査について、本年3月に発表したものです。平成19年の健康食品の試買調査では、男性機能の向上やダイエット効果、あるいは不眠の改善などを目的とすると思われる製品を購入し、調査しました。医薬品成分が検出

され、薬事法違反とされたものとしましては、男性機能の向上を標榜するもののうち6製品からシルデナフィルなどの成分を、中国健康茶を標榜する製品からシャクヤクを検出しました。

表示や広告検査につきましては、154品目中113品目で法令違反が発見されました。違反例としましては、健康増進法、JAS法、薬事法に違反するものが多く、複数の法令に違反する製品もありました。

次に、医療機関に対する情報提供の仕組みづくりに関して説明いたします。参考資料4を御覧ください。

本年3月に、東京都薬剤師会に管理運営を委託して、健康食品データベースを開設しました。これは、健康食品の製造業者などが自社製品の名称、原材料、内容量などをデータベースに登録しまして、都民や医療機関が自由に閲覧できるようにしたものです。現在207製品が登録されています。今後も登録数の増加について、薬剤師会や関係業界への働きかけを行います。

プラン8につきましては、以上です。

【中村食品監視課長】　　続きまして、戦略的プラン9、食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する、について説明いたします。

食品表示につきましては、現在、偽装などから非常に大きな関心を呼んでいます。東京都では、平成17年度から、事業者に正しい表示をしてもらうことを目的にしまして、表示の講習会を開催しています。平成19年度は、従来どおりの講習会を2回開催すると同時に、新たな事業として、フォローアップ講習会を実施しました。これは、平成17、18年度に既に講習会に参加した方を対象とした講習会です。ご存じのとおり、食品表示に関しては、食品衛生法、健康増進法、あるいはJAS法、景品表示法など様々な法令が関与しています。これらの法令が、頻繁に改正され、また、非常に多岐にわたり複雑であることから、追加の講習を実施いたしました。内容は、最新の情報を提供するとともに、企業がとるべき一般的対策のなかでも特に重要である、アレルギー対策、アレルギー表示に関する講義なども加えました。

今年度ですが、昨年度までと同様に、適正表示推進者の育成講習会を開催し、また、フォローアップ講習会も一度開催する予定です。

講習会の参加者は、主に製造業者と流通業者の2つに分かれます。製造業者は、自身が作った商品に表示をする義務を直接負います。また、流通業者は、ある意味ではもっと大変で、商品を扱う際に適正なものを仕入れてお客様に提供するため、自分で表示するわけではありませんが、より幅広い知識を求められます。こうした両者のニーズがかなうような形でこうした講習会を今後も開催していきたいと考えております。

平成20年度予定のなかの東京都消費生活条例告示による調理冷凍食品の原料原産地表示に係る事業ですが、これは、戦略的プラン10でまとめて御説明いたします。以上です。

【大川産業労働局食料安全室長】　　それでは、戦略的プラン10、一人一人が食品の安全を考え、理解し、行動できるようにするための食育の推進について御説明いたします。

東京都では、平成18年9月、東京都食育推進計画を策定いたしまして、都の庁内関係各局はもちろんのこと、区市町村、あるいは関係団体等と連携しまして、都内における食育を推進しています。

平成19年度には、本年2月に、関係団体、あるいは事業者、行政機関など17名で構成する

食育推進協議会を設置しまして、各団体の活動内容等について情報の共有化を図るとともに、今後の共同した取組みの推進について協議したところです。また、昨年11月には、世田谷区にあります「食と農の博物館」、並びにその隣の「けやき広場」を会場に、食育に関する74団体の参加を得まして、第1回東京都食育フェアを開催し、団体の相互交流と連携の促進を図ったところです。参加団体の方々には、概ね良い評価をいただきました。

平成20年度におきましても、庁内各局が連携しまして、食品の安全に関する啓発など、食育の関連事業を進めていく予定です。

【大橋中央卸売市場事業部長】 それでは、戦略的プラン10の平成19年度実績のなかで、「いちば食育応援隊」について、御説明いたします。

「いちば食育応援隊」は、卸売市場で働く人たちを人材バンクとして登録し、都内の食育推進事業に講師役として派遣する事業です。卸売市場は、日本全国のみならず、世界各地から荷が集められてくる食料品の流通拠点です。そこで働く事業者は、農産物、水産物、食肉、または花卉、それぞれの品質を見極める、いわば目利きのプロです。「いちば食育応援隊」は、そんな目利きのプロの人たちが、学校や地域が主催する食育活動に出向き、市場流通に関する話や料理講習などを行う事業です。人材バンクの登録状況ですが、現在までに個人9件、団体15件の合計24件の登録があります。実施状況ですが、昨年度は講師養成のための講習会を一回開催し、実際の講師派遣は1回でした。今年度は、現在までに1回利用がありましたが、今後9月までに8回の講師派遣予定です。

「いちば食育応援隊」については以上です。

【樋渡生活文化スポーツ局企画調整課長】 平成20年度予定の消費生活講座、食品の原料原産地表示について簡単に御説明いたします。

戦略的プラン9とも絡んでいますが、本年の3月に、「調理冷凍食品の原料原産地表示」について消費生活対策審議会に諮問し、4月30日に、「消費生活条例の告示を改正して、都内に流通する国産の調理冷凍食品の原料原産地表示を義務づけること」の答申をいただいたところです。現在、告示案等の改正作業を進めており、8月末には告示を公示する予定です。制度の内容につきましては、参考資料5のパンフレットを御参照ください。

この制度につきましては、現在、食品表示についての実際の業務を担当します福祉保健局とともに、事業者や消費者向けの周知を行っているところです。つい先日の7月14日には、消費者向けのシンポジウムを開催しまして、200人以上の参加者がありました。

ちなみに、8月1日号の広報東京都の1面に、食品表示関係の記事が大きく載る予定です。お手元に届きましたら御覧いただきたいと思っております。以上です。

【佐藤食品安全担当係長】 続きまして、戦略的プラン11について御説明いたします。

平成19年度実績ですが、まず、都民フォーラムについて御報告いたします。都民フォーラムは、平成15年度から年2回開催してきております。従来は、行政がテーマを設定する形式で実施していましたが、昨年度1月に実施した都民フォーラムでは、新たな試みをしました。まず、事前に、公募都民38名で「食の安全調査隊」というものを結成しました。そして、フォーラム開催前にグループ活動を2回実施して、食の安全についての意見交換や、実際に御友人の方に食の安全について気になることについてインタビューをしていただくなどの活動をしていただきました。こうした活動の結果、どのテーマでフォーラムを開催するかを班ごとに検討していただきまして、当日のテーマを「輸入食品の安全性」と決定しました。フォ



ーラム当日は、班の活動結果の報告をしていただき、本審議会の委員もお願いしております。池山委員、食品産業センターの塩谷様、食品安全委員会のリスクコミュニケーション官の方など各業界の方をパネリストとしまして意見交換を行ったところです。

この「食の安全調査隊」に御参加の都民の皆様については、今年度に入りましても引き続き継続して参加していただいている方には、東京都健康安全研究センターの検査施設を御案内したり、食品製造施設を見学していただいたり、食品についての理解を深める機会を提供しています。

都民フォーラムの今年度の予定ですが、昨年度と同様に都民を公募する形で実施する予定です。また、参考資料6にありますように、7月30日には、農業をテーマに都民フォーラムを開催して、それぞれの専門分野の方をお招きした意見交換を行う予定です。

次に、平成20年度予定、職員向けのリスクコミュニケーション手引書の作成についてです。主に食品衛生の窓口を担当している食品衛生監視員を対象に、リスクコミュニケーションを正しく理解するための教科書的なもの、そして意見交換会を開催する場合の具体的な手法や事例を記載しまして、現場でも活用できる手引書の作成を予定しています。昨年度に作成終了する予定でしたが、現在、国の食品安全委員会でも、意見交換会の検証についてのレポートをまとめている段階ですので、そちらも参考にしながら今年度末を目処に作成する予定です。

次に、食品安全FAQですが、こちらは、都民の皆様から食品に関する疑問をきめ細かく収集し、行政が答えていくものですが、今年度中にホームページに掲載する予定です。

また、福祉保健局モニターアンケートについてですが、今年7月に300名の方を対象にアンケートを実施する予定です。

戦略的プラン11については以上です。これで、全てのプランの御説明を終わります。

【大屋委員】 ただいま、戦略的プランのこれまでの進捗状況と平成20年度の予定について説明を受けました。順番はどこからでも結構ですので、御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。

【関澄委員】 身近なところからお聞きしたいところがあります。1つは、先般、茨城県と大阪市で、アジサイの葉を原因とする食中毒が非常に短い期間で発生しています。では、東京都内ではどうだったのか。食中毒にはならなかったのですが、似通った事例が実はあったんですね。参考資料2のパンフレット「身近にある有毒植物」を見ますと、アジサイが全然出てきません。これは、今まで食中毒が起こらなかったからなのでしょうか。有名なホテルでも、刺身のつまとして、アジサイの花や葉を使っているケースがあります。アジサイが有毒植物であることを調理人もご存じないのです。そうした実態があって、いつ食中毒事故が起きてもおかしくないと思われるのですが、いかがでしょうか。

東京都ホームページ「食品衛生の窓」では、アジサイのことについて触れています。私もホームページに載せました。今回の新しいパンフレットにも載せる必要があるのではないのでしょうか。

【中村食品監視課長】 御指摘のとおり、このパンフレットにはアジサイは載っていません。例えば、シロインゲンマメは載せておりますが、これは過去には載せていなかったものです。昨年度、報道関係でインゲンマメの事故がありましたので追加したものです。私どもも食品衛生分野に従事して長いのですが、実は、アジサイの葉の毒性については知らなかつ

たぐらいです。詳しく聞きますと、まだ完全に解明されていない部分があります。事故例がありますので、御指摘のとおり、普及のための資料には今後入れたいと思います。即時性の面からは、やはりホームページでの情報提供などで対応していこうと考えております。

今後も、未知のものが出てくるかと思えます。消費者に、様々な方法で迅速に情報提供するのには責務だと考えております。今後、さらに努めたいと思えます。

【富樫食中毒調査係長】 アジサイの件に関しましては、今回が、国内でのアジサイの食中毒事例として初めての報告です。アジサイに含まれる毒成分につきましては、家畜等で事故例がありまして、その際の調査資料の中にシアン(青酸配糖体)が原因という報告がありますが、実際に検査しますとシアンはほとんど検出されません。今回、都内でも幾つか実際に生えているアジサイを採取しまして検査していますが、シアンの検出は一切ありません。ですから、もしかすると未知の有害物質があって、それが影響している可能性もあると思えます。今後、そうしたところも含めて検討する必要があるのではないかと考えています。

【関澄委員】 色々な資料を見ますと、アジサイの葉自体はそう問題ないのですが、胃酸と混ぜると化学反応を起こしてシアンができる、という説明がありますね。そうするとやはり問題ではないかと思えますが。

【富樫食中毒調査係長】 それも検証いたしまして、人工消化液などを作用させた上でシアンの発生なども確認しています。ただ、品種等様々な要因がありますので、必ずしも検査データが結果を表しているとは限りません。幅広く事故例などを見ながら判断しなければならないと考えております。

【大屋委員】 今後も、実態の解明と普及活動という面から対策を進めていただきたいと思えます。よろしゅうございませうか。他に御意見はありますでしょうか。

【飛田委員】 まず1点目は、戦略的プラン5、輸入食品の安全を確保するという点です。冷凍餃子の件で、消費者としてまだ不安に思っている点があります。この件は、まだ実態が解明されていないことが背景にはありますが、現在、多くの食品で、開発輸入のような形で製造を委託するケースが増えています。今回の件でも、例えば、委託先の労働条件が果たしてよかったのかどうか。報道された中では、いつ首になるか分からないような大変不安な雇用の関係があったということでした。そうした状態は、やはり色々な問題を生じる大きな要因になると考えられます。原材料の調達状況などの把握などと同時に、労働条件などについても考慮していただきたいと思えます。

もう一点、輸入食品に関しては、放射線照射食品の問題があります。大豆イソフラボンをアメリカから輸入していたメーカーで、結果として照射したものが混ざっており、国内に流通したという事例がありました。自主回収となりましたので、回収されずに流通されたままのものもあるわけです。また、ドイツ産の香辛料でありますパプリカチップが積み戻しになった事例もありました。日本での検査で黒と出て積み戻しになったものです。こうしたことを考えますと、輸入食品で放射線照射された例が多いことが推測されます。都内にも多くの事業者がありますが、東京都としてどのようにお考えでしょうか。

【大屋委員】 製造委託のものと放射線照射のものの2点ですね。御説明をお願いいたします。

【中村食品監視課長】 輸入食品については、製造委託する場合も製品を輸入する場合もありますが、日本に入れる限りは、日本の食品衛生法に適合したものを輸入する必要があります。

ます。もちろん、相手国の法事情があるので、相手国の国内流通品と違う場合があると思います。日本の方が多くは厳しいかと思いますが、輸入事業者は、それを十分相手先に伝えて、そうしたことを担保した形で、製品、あるいは原材料を輸入するのが責務です。国をはじめ、東京都、他自治体で、検疫や流通段階など様々な段階での検査や監視指導を実施していますので、違反していれば回収することになるかと思います。まず1点としては、東京都としましては、事業者に講習会等を通じて情報提供をしながら働きかけることが重要であると考えています。

また、やはり、輸入につきましては、国と国との話し合いが必要な部分です。厚生労働省においては、例えば検疫段階での検査も重要ではありますが、それ以前の相手方への働きかけが求められているかと思います。東京都としましては、冷凍餃子の事件を受けましても、日本の法を前提としたコンプライアンスが担保されたものを輸出していただくことについて、輸出国に対しての働きかけを厚生労働省に要望しています。

輸入食品対策の1つの事例として、今、照射食品のお話が出ました。照射食品については、検査方法がたいぶ進展してきていますが、まだ100%白黒つけられる状況にはないということは御存じのとおりです。東京都においても、まだ一部ですが香辛料等について検査をしていますが、その結果をもって即判断をするのは難しい場合が多いです。ただ、放射線照射が疑われた場合には、事業者は自主回収をする方向に向かうのが現在の通例です。自主回収の際には、確かに、食品衛生法違反としての回収命令が出せない場合が多いですが、東京都食品安全条例の自主回収報告制度に則って行う場合には、開始と最終の報告を義務付けています。ですので、かなりの部分で法規の命令と変わらぬ回収効果が期待されるものと考えています。

放射線照射食品のことも含め、東京都においての検査体制の強化など、御意見も踏まえまして対応したいと考えています。

【大屋委員】 よろしゅうございますか。

【飛田委員】 よろしくお願いいたします。

【大屋委員】 では、他にありましたら、お願いいたします。

【池山委員】 戦略的プラン11の平成20年度予定で、職員向けの「リスクコミュニケーション手引書」の作成というのがあります。作成については、大変有効に働いてリスクコミュニケーションの向上に役立つことだと思います。これは職員向けとのことですが、どこまでの方が対象なのですか。東京都の関係局職員全てが手引書を見るのでしょうか。また、我々も見られるのでしょうか。専門家が当たり前だと思っていることでも、我々消費者、都民が見ると、ちょっと言葉が足りないのではないかとか、ここは直した方が双方向のリスクコミュニケーションが有効に働くのではないかとということがあります。その辺りを詳しくお聞きしたいと思います。

【大屋委員】 では、事務局、お願いします。

【佐藤食品安全担当係長】 こちらの手引書については、食品衛生監視員向けですが、リスクコミュニケーションはそもそも何かという基礎的な部分や意見交換会を開催するために役立つようなツールなども盛り込む予定です。作成した暁には、ホームページへの掲載や冊子での公表をする予定です。

【池山委員】 わかりました。

【大屋委員】 では、他にありませんでしょうか。

【奥田委員】 戦略的プラン9の食品表示に関して、今、表示の偽装が止まるところを知らないように、次から次へと発覚しています。消費者と流通関係の業者とでは、知識の違いがありますから、偽装表示はほとんど見分けられないと思います。これに対する予防策について、東京都はどのようにしているのでしょうか。

【大屋委員】 では、お願いいたします。

【中村食品監視課長】 現在、報道で、故意に行われた表示の偽装が強調されていますが、ほとんどの事業者は法を守って適正に行う姿勢を持っています。戦略的プラン9で御説明しました施策は、表示については非常に法令が多岐に渡って分かりにくいですので、より正しくやっていただくという趣旨のものです。話題になっている偽装表示は、故意に満ちたものです。昨年来、北海道の肉の偽装から始まり、比内鶏の偽装など、ずっと続いています。これらの立件や強制捜査の根拠は、不正競争防止法、あるいは場合によっては詐欺罪のエリアにあります。ですから、行政対応としては、JAS法での対応もありますが、主観に満ちたものにつきましては、より強権的な法令で対応していく考えです。

このことにつきましては、国のレベルでも、国民保護のため、農林水産省と警察庁の連携協力が謳われています。各自治体レベルでも同様の体制を構築しています。例えば、東京都においては、警視庁と東京都、それから国の機関の東京農政事務所等が中心になりまして、表示についての連絡協議会を設けています。昨年来、それぞれの法令で対応できる場合は対応して、また、悪質な事例がありましたら警視庁にも協力をお願いして対応するという体制が構築されています。

【大屋委員】 奥田委員、いかがでしょうか。

【奥田委員】 内部告発がなければ分からないのでしょうか。

【中村食品監視課長】 内部からの情報を端緒として事件が発覚した例が多いとは聞いております。日常監視業務の中で、当然、JAS法、食品衛生法、あるいは他の法令に基づいて、色々な機会に商品の表示を確認しています。しかし、そこで見出されるものは、法定事項に対する明らかな記載ミスなどであり、例えば原材料の産地偽装などの照合は、その商品の表示からは判明できないというのがほとんどの場合かと思えます。

【大屋委員】 いかがですか。よろしいですか。お願いいたします。

【飛田委員】 偽装表示に関連してですが、工学系や電気の分野などのかかなり広い分野では、技術者の倫理が学会などの大きなテーマになっていると聞きます。学生の教育でも、倫理的な内容が含まれたり、技術者はどのように自分の持っている知識を生かすべきか、とか、組織の中で不適切な対応を迫られたときに人間としてどう対処すべきか、など、学会では倫理綱領的なものが作られたり、真剣な取組みが進められています。食の分野では範囲が広いので取扱いが困難な点があるかもしれませんが、研究者や食品工業、生産者など、食品に関係する方々の力を集めるような形で、倫理綱領的なものの作成や自分たちがどのように関わっていくべきかということを話題にしていく必要があるのではないかと思います。

【大屋委員】 偽装への対策として、1つの御意見が出ました。同時に、奥田委員の御意見では、連絡会議という場があるのならば、少しでも偽装が発見できるような対策を検討できないかという意見もあるかと思います。事務局、よろしく申し上げます。

【中村食品監視課長】 先ほどは表示そのものについてのみ申しました。これからの科学技術の進歩とも関係がありますが、現段階におきまして、DNA検査というものも進展しつ

つあります。和牛とそうでない牛、お米の種類などは、DNA検査である程度分かります。肉種鑑別で、牛肉100%のミンチ肉に鳥肉を混ぜたようなものも分析できます。徐々にそうした裏づけの科学技術も進展していますので、そうした手法もどんどん活用したいと考えています。また、単独機関ではできないことでも連携協力で可能になることもありますので、様々な機関との連携協力体制を今後も進めたいと思います。

【大屋委員】 こちらの意見はどうでしょうか。

【中村食品監視課長】 ほとんどの事業者は、そうした倫理観を前提に適正に表示したいと考えています。不正競争防止法や詐欺罪の適用例はごく一部であって、故意に満ちています。そのような方の倫理観を変更できるかというのは違うテーマかと思えます。そういう意味では、大半の方が善意を前提に進めていますので、小さなミスや勘違いなどが起きないように進めていただき、そして、消費者に対してのコンプライアンスを高めてもらうための働きかけを引き続き進めていきます。

【大屋委員】 ありがとうございます。偽装問題は今、大変問題になっています。両方の意見を十分参考にして対応をお願いしたいと思います。他にありませんでしょうか。

【花澤委員】 今お二人から御意見をいただいたので、業界の今の対応を申し上げた上で御意見を申し上げたいと思います。

特異的な事件のことはさておきまして、食肉偽装事件以来色々なことがありましたが、5・6月が様々な総会等のシーズンでした。業界を挙げて、食品づくりについて、企業倫理、コンプライアンスの問題に真面目に取り組むことを徹底するため、各業種・団体ごとに、丁度取り組んでいるところです。

東京都の対応についてですが、適正表示推進者育成講習会や輸入食品の事業者説明会など、非常にタイムリーに、かつ、私どもも全国団体として色々なセミナーをやりますが、1,000人近く集めてこれだけのことを実施していただくのは大変ありがたいことです。表示につきましては、制度も非常によく変わりますし、複雑です。特に、中小事業者ですと表示を担当している人は会社でも一人二人で、自分ではなかなか十分研修できない部分もあります。これだけ毎年しっかり実施していただいているのは、我々メーカー団体としても大変ありがたいと思っています。特に、平成19年度からは、フォローアップ講習ということで、例えば、アレルギー対策などの非常に重要なところをさらに研修して下さり、これも大変ありがたいと考えています。

また戻りますが、先ほどのコンプライアンスの問題では、私ども食品業界として大変皆さんに不信感を、信頼を損なっているということで、大変申し訳なく思っております。こういった皆様の声を聞きながら、さらにしっかりやっていきたいと思っております。

私ども全国団体として47都道府県を見ているのですが、東京都は、迅速性についても、それからきめ細かく対応していただいています。私どもも協力できるものは協力してまいりたいと考えています。以上です。

【大屋委員】 ありがとうございます。業界での取組状況を御発言いただきました。また一方で、講習会等について非常に有益であるという意見をいただきました。事務局から何かありますか。

【中村食品監視課長】 いただきました御意見を踏まえて今後も充実させたいと思います。

【大屋委員】 では、他にありますか。

【奥田委員】 先日、私達の団体で、表示の勉強を兼ねて調査をしました。身近にあるスーパーマーケットやコンビニエンスストアで、ポテトサラダの野菜の原産地を聞きました。結果としては、必ず答えてくださったのですが、即答できるお店はすごく少なかったです。即答する義務もないのだとは思いますが、すごく日にちがかかりました。別に表示する必要はないのですが、聞いたときに、そのお店にある資料や仕入れているメーカーの資料ですぐに答えられるような体制になっていけば安心できるのではないかと思います。そうした指導をしていただければと思います。

【中村食品監視課長】 原材料の全てとはなかなか言い難いのですが、どのような事故が起きるか分かりませんので、食品の衛生管理という意味で、原材料の段階までも含めて管理することを事業者から求めています。そうでないと、事故が一旦起きても原因究明ができません。ただ、その場合に、すぐに分かるかどうかということですが、それは、会社のシステムの問題にあります。コンピューターに台帳管理をしてすぐに引き出せばすぐに答えられるのですが、小さいところなどでは、多くの方が紙ベースで管理していて、なかなか引き出すのが難しい。あるいは伝票を送らないと分からないなどの様々な状況があります。情報がすぐに引き出せるのであれば、表示やホームページ情報にもすぐ反映できるわけですので、ある意味では表示とも関係してきます。ただ、迅速性を求めるためには、やはりシステムアップしないといけないところがあるかと思います。その企業のサイズや事業形態によって難しさがあります。トレーサビリティの視点からも、消費者が求める限りにおいても、そうしたものができるだけ早く出せるような体制構築というのは、これからも求められていく流れにあると我々も考えています。

【大屋委員】 ありがとうございます。今日は、何かを決定するというのではなく、自由な論議ができる場だと思います。業界関係で何かありましたらお願いできないでしょうか。

【花澤委員】 原料原産地に関しては、確かに、奥田委員がおっしゃったようなところがあります。やはり事業者として、どこからどういうものを買っているかということは当然了解していかなければいけませんし、食品衛生法上もそうした努力義務がきちりと書かれています。色々な店舗で、その責任者が、消費者が求める情報を迅速に提供できるように努力しなければいけないというのは、おっしゃるとおりだと思いますが、なかなかそれが徹底できないのが現実のところですか。求められればすぐ、また、直ちにできないまでもきちりと調査して答えられるような体制をとるべく、業界として努力をしているところです。引き続き、そうした点がありましたら、消費者からもそれぞれの事業者にしっかり言っていただき、対応を促すように働きかけていただければと思います。以上です。

【大屋委員】 ありがとうございます。では、行政側、そして業界の方からも、この件につきましてはよろしく願いいたします。他にありませんでしょうか。

【関澄委員】 戦略的プラン1の食品衛生自主管理認証制度について、指定審査事業者として、お話をさせていただきたいと思います。当然、積極的に認証を進めていきたいのですが、今、認証制度流行りで、あちこちに認証制度があります。例えば、全国生活衛生営業指導センターが生衛団体16団体に対して、厚生労働大臣が認可する標準営業約款に基づきまして、セーフティー、スタンダード、サニテーションという3つのSマークということで、会員に勧めて実施している事業があります。食品関係では、そばがやはり中心になっていまして、内容は、東京都で立ち上げた認証制度とそんなに変わらない。ただ、月に一回の点検で

いい、また、費用も非常に安いということですので、そちらの方にどうしても傾きがちです。東京都の制度では、当然そうあるべきなのですが基準が厳しく、例えば、毎日の点検が求められたりということですから、総論には賛成するが、各論となると、なかなか業界が積極的に参画してくれません。やはり業界の方にやる気を持ってもらわないと何もならない制度ですので、なかなか数字が上がりにません。

今、認証取得施設の約6割を私どもで占めています。私どもでは、年間の目標を常々200ぐらい持っていますが、1つの事業所をまとめるのにも3-4カ月かかり、なかなか数値が上がりにません。マニュアルが非常に細かくできていまして、マニュアルを全て網羅すること自体が、そして日々の点検がなかなか難しいという意見が非常に多いわけです。ただ、あまりレベルを下げると意味がありません。都民は、認証制度をどのぐらい理解しているのか、ということもよく見えません。ですから、説明会でお話をしても、様子を見たい、という意見が非常に多いです。平成25年には、東京に国体が来ます。選手、あるいは関係者が大勢東京に集まり、ホテルやホームステイをするというケースが多くなるようです。また、昼食では、弁当業者をお願いすることになると聞いています。こうしたきっかけなどを利用して、都は認証を取得している業者に積極的に委託する、というようにすれば、件数も上がるのではないかと思います。5年先ではありますが、そうした対策も必要だと思います。以上です。

【大屋委員】 お願いします。

【山下福祉保健局副参事】 都民や食品関係業者の認知度、あるいは取組みがなかなか進まないというのは、やはり東京都のPR不足によるところが大きいかと深く反省し、またお詫びしたいと思います。この制度が発足してから5年経ちますが、そろそろ制度自体を完成に持っていきたいと考えています。元々東京都には、食品営業許可の運用心得という形で、30年以上前から衛生管理基準がありました。そこへ、近年の安全安心への要請ということで、国もガイドラインを示し、また、総合衛生管理製造過程も法的に認められるようになり、どんどん衛生水準が上がっているところです。昔から衛生改善に努力している業者の努力を都民の目に見える形にしようというのが、この制度のそもそものスタートでした。本当ならば、事業者がやっていることを紙に落とすだけですぐ認証が取れるというレベルのはずだったのですが、なかなかそこまで至らないのは、やはり行政のマンパワー不足、あるいは指定審査事業者の業務制限的な部分によるところが多いかと考えています。東京都としましても、各保健所等との連携協力、あるいは審査事業者の本来業務への負担をもう少し軽くするような方向性で仕組みを作っていきたいと考えています。よろしくお願いします。

【大屋委員】 よろしいですか。

【関澄委員】 はい。

【大屋委員】 たくさんの御意見をいただきまして、進行役が不手際で申し訳ありません。時間も迫っていますので、どうしてもという御意見がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

では、続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告をお願いします。

【佐藤食品安全担当係長】 それでは、報告事項(1)から順に説明いたします。

(1)につきましては、口頭のみで簡単に御報告いたします。

昨年度答申をいただきました、コンビニエンスストアを念頭に置いた基準の改正についてです。答申のとおり、物品販売を主に行っている店舗で、完成品を電子レンジで温めるなど

の簡単な調理で提供している施設につきましては、2槽の洗浄槽を1槽にするとか、販売場と調理場の手洗いの共用を認めるなどという内容で、食品衛生法施行条例及び食品製造業取締条例を本年3月の都議会で改正しまして、本年4月1日から施行している状況です。

以上です。

【垣監視計画係長】　　続きまして、3月に策定しました平成20年度の東京都食品衛生監視指導計画について、御報告します。資料3「平成20年度東京都食品衛生監視指導計画の概要」を御覧ください。

「第1 計画策定の趣旨」にあるとおり、消費地としての地域特性を踏まえた監視指導を実施するためのマスタープランとなる計画です。第2のとおり、本年4月から平成21年3月末までの単年度の計画です。第3のとおり、効果的な監視指導を実施するための体制を図り、試験検査体制などの整備について盛り込んでいます。

第4のとおり、監視指導の推進のための基本事項を計画に明示するとともに、3つの重点監視事項を定めています。

重点監視事項の1つ目は、輸入食品対策です。一昨年5月、残留農薬に対するポジティブリスト制が施行されました。また、本年1月には、中国産冷凍餃子が原因と疑われる健康被害が発生し、輸入食品に対する消費者の不安が高まっています。このため、輸入食品に対する残留農薬の検査体制を強化するなど、輸入食品に対する監視を徹底いたします。

2つ目は、食品表示対策です。昨年は、期限切れ原材料の使用やさまざまな食品表示の偽装が明らかになり、大きな社会問題となりました。そこで、食品関係事業者に対して、食品の表示に関する重点的な監視を行い、食品表示の適正化を図ってまいります。

3つ目は、食中毒対策です。大規模な食中毒発生時の危機管理体制を一層強化するため、食中毒解析システムを各保健所に導入し、迅速かつ的確な食中毒調査を実施いたします。また、高齢者福祉施設等において、ノロウイルスに対する重点的な監視指導を行います。

また、監視指導を推進する一方で、第5にあるように、事業者の自主的衛生管理を推進するとともに、都民や事業者への情報提供や情報共有を充実させるための取組みを盛り込みました。

最後に、第6にあるとおり、事故発生時の調査や危害の未然防止のために、関係機関との連携協力を図っていくことを盛り込んでいます。

簡単ではございますが、概要について御報告いたしました。福祉保健局健康安全部食品監視課ホームページに全文を掲載しています。ぜひ御覧ください。以上です。

【富樫食中毒調査係長】　　それでは、(3)平成19年東京都食中毒の発生状況について御説明いたします。資料4を御覧ください。

発生件数は、1年で83件、患者数は2,050名で、平成18年と比較して、件数、患者数ともに大幅に減少しています。

表1は、月別の発生状況です。昨年の大きな特徴としましては、7、8月と一般的に考えられる食中毒の多発期で、発生件数が、7月3件、8月6件と1桁でした。さらに、7月につきましては、1年で最も発生件数、患者数ともに少なく、これまでにない状況かと思えます。

次に、病因物質別の発生状況ですが、ここ数年の病因物質別の発生状況を見ると、サルモネラ、腸炎ビブリオといった、かつて我が国の食中毒の大半を占めていた病因物質が激減す



る一方、カンピロバクターやノロウイルスの食中毒が増加傾向です。昨年につきましても、サルモネラや腸炎ビブリオといった菌につきましても、ある程度の件数でおさまっていますが、カンピロバクターやノロウイルスは、合計すると全体の6割を占める結果になっています。また、腸管出血性大腸菌につきましても、ここ数年散発的な発生はありましたが、昨年は7件491名で、そのうちの1件が445名という大規模な発生となっています。これまでの発生につきましても、焼き肉店などで、肉の生食、もしくは箸の使い回し等で感染するケースが見られましたが、昨年は、7件のうち3件が明らかな二次汚染による大規模発生です。こういったことが昨年の特徴です。以上です。

【中村食品監視課長】　　続きまして、資料5 中国産冷凍餃子による健康被害の発生につきまして、簡単に御報告します。

事件につきましても、報道等で詳しくお知らせされているとおりです。結果的には、被害者は10名で、それ以上の患者の発生はありませんでしたが、大変重篤な症状であったということは御存じのとおりです。今回は、東京都の関与のなかで、特に初動態勢につきまして、若干御説明申し上げます。

まず1月7日に、a県から、1月5日に3名発症した重篤事例について東京都に連絡がきました。この時点で、原因と疑われる商品はA社(本社所在地：東京都b区)の餃子で、単発でした。そこで、当然、同日のうちにb区を通じてA社に問い合わせたところ、同様の事例はないという回答でした。1月7日の段階から、a県での調査は、非常に刑事的な側面が強調されていました。他に関連づけられた事例がありませんでしたので、近くの方や関係の方が故意に農薬を入れた事件として捉えていたのです。

1月22日のc県の件については、1月29日に連絡が入りました。時間を詳細に申し上げますと、c県の事件を探知したのは16時30分ぐらいです。資料には、1月29日の時点で、a県とc県の事例が同一工場の製品である可能性が高いと書いてありますが、この段階で分かっていた共通性は、A社だけでした。a県の事例は、御存じのとおりA社のものでしたが、c県の事例は、B社ブランドです。ですから、工場が同じかどうかは分かりませんでした。ただ、輸入者としてA社が絡んでいるということだけが共通点でした。ですが、ここで決断しまして、16時35分に国に第一報を情報提供しました。既に、a県とc県の県警が動いているのは知っていましたので、厚生労働省には、警察庁にも情報提供を願うように強調しまして、A社の調査に向かいました。

1月29日の時点でA社の調査に向かいましたが、この時間帯にはA社と連絡がとれませんでした。ようやく深夜近くになって、2事例の製品は同一工場の可能性が高いと、工場に収斂されていったわけです。ただ、この段階でもまだ確定的な情報ではありませんでした。このことが明確になったのは、翌1月30日です。1月30日に、製造工場がC工場に一極集中するということが分かりましたので、都民への注意喚起のため、同日に記者発表したという大きな流れになっています。報道発表を決断した時点では、a県とc県の2例だけで、その2例が偶然に一致するのかということについて若干不安はありましたが、偶然ではないだろうと押し切って判断しました。すると、昼過ぎに3例目のd市の事例が入ってきまして、もう間違いないだろうと、1月30日以降の行動になっています。

以降は、全国を巻き込む大きな事件となったわけですが、都としては、各自治体でも同じ対応をしていますが、保健所での相談受付をしたり、当然商品の回収などの対応をしました。

また、戦略的プランの中でも申しましたが、都民に不安が広がっていることから、都内に流通する冷凍加工食品についての検査を行ったり、あるいは近隣自治体との連携強化のため、各局連携の会議を開催したりなどの対応をいたしました。少し時間を置いてからですが、輸入食品についての根本的な対策について、相手国への働きかけなどを国へ提案要求しました。

なお、保健所に届けられた有症事例は、合計有症者数が135件175名ですが、これは東京都の集計結果です。各自治体もこのようなものを受け付けていまして、3月31日現在の国での集計では、5,915名です。

検査状況ですが、東京都では58検体の検査をしていますが、全国レベルですと、厚生労働省の報告では、自治体レベルが1,743検体、事業者が自ら実施した検査が2,766検体ということで、およそ4,500検体が検査されています。結果的には、重大被害に結びついたものについては、高濃度の農薬が検出された事例がありましたが、他については、0.01ppm程度の農薬検出例が何点かあって大きく報道されましたが、薬物中毒の次元での検出の報告はありませんでした。

以上、非常に例のない事件で、初期対応について色々な段階での戸惑いなどがあり、また指摘されたところですが、今後の教訓としたいと考えています。以上です。

【大屋委員】 ありがとうございます。ただいま4点にわたる報告事項がありました。これにつきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

【澤井委員】 中国製餃子の件ですが、一連の報道を見て一番心配に感じたのは、本件が薬物中毒であるということで、食品テロが起きたときの対応をいかに迅速に行うことができるのか、ということですね。今回の事例なども踏まえて、戦略的プラン4にもありましたように、是非これからも、事故発生時などの対応をさらに充実する方向でやっていただきたいと強く感じます。

また、他の自治体や国など、色々なレベルでの連携がスムーズにいくか、ということに関して、具体的な改善策についての情報を都民に提供してもらえるとすごく安心できるかなと感じました。

【大屋委員】 事務局で何かありましたらお願いします。

【中村食品監視課長】 もし食品テロならば、テロを行う人はおそらく想定していないところを狙ってくるでしょうから、我々としてもそうした可能性を常に感じていたいと思います。

冷凍餃子の件で、都としては、1月7日と29日の事例を結びつける判断を5分以内に行っています。これは、紙に書いてみんなで共有化して理解するとかではなくて、言葉と言葉のやりとりの中での瞬間的判断になります。個人的な意見になりますが、つくづく感じたのは、情報を収集するという事は、今ここにいらっしゃる皆様から情報をいただくのは比較的たやすいのですね。でも、それを統合して、評価して、判断していくということは、結局は人なのだと思います。ですから、先ほど団塊の世代のスキルが失われていると言いましたが、やはり、そうした感覚についての訓練を重ねたいと思います。

【大屋委員】 よろしいですか。

【澤井委員】 はい。

【大屋委員】 では、他にありませんでしょうか。

【奥田委員】 餃子の件で、メディアの方をお願いしたいと思うのですが、最初に、これ

は事故ではなくて事件だと報道されたのは、メタミドホスの濃度が1万倍と高濃度だということだったのではないのでしょうか。私たち素人が考えますと、中国の農薬の扱い状況から、例えば餃子のニラの間にメタミドホスのかけらが挟まるといふこともあり得ると思うのですね。それが1万倍になるとは思いませんが、そういう判断の基準は当時はなかったように思います。

【中村委員】 直接タッチしていないので詳しいお答えはできないのですが、事件なのか事故なのかという御指摘ですね。最初は、確かに事件ということで報道したのではなかったでしたか。あまりはっきりしたお答えはできないのですが、かなり濃度の濃い農薬の原料が入っているということで、これは恐らく故意に入れたのではないかと、という思い込みがあったことは事実です。

【奥田委員】 そういう方向に行きましたか。

【中村委員】 ええ。結果的にそうした思い込みで報道したというのは、確かにあります。ただ、どういうプロセスでもって判断をしたのかという詳細なことについては、私自身承知していません。お答えになっているかどうか分かりませんが、少し思い込みがあったことは事実です。

【中村食品監視課長】 1月30日に東京都が第一報で報道発表をしましたが、やはり強調したのは、ここで問題になっている濃度は、少なくとも一般的にいう残留農薬の濃度レベルではないということです。事件性が高い濃度であるということは、何回も強調して言っています。事件性を強調して表現したのですが、結果的には残留農薬の話と一緒にしている報道が多数見られたというのが、こちらが受けた感触です。

【中村委員】 最初の報道と途中からの報道の中身の演出で、かなり混乱があったことは事実ですね。確かにそのとおりです。細かいことは承知していませんので申し上げることはできませんが、少なくとも報道の現場で混乱があったことは事実です。

【奥田委員】 日本の常識で残留農薬かどうかを判断するのは難しかったのではないかと、思うのです。

【中村食品監視課長】 世界中の事例を見ても、数百ppmというレベルの残留農薬事例はありません。

【奥田委員】 メタミドホスを載せたトラックが横転したという記事が半月後ぐらいにありましたよね。

【中村食品監視課長】 その場合は、やはり事故であって、いわゆる一般的な畑に使う残留農薬という次元ではありませんよね。

【奥田委員】 メタミドホスを溶かして使うということを知らない農民も多いという記事もありました。

【中村食品監視課長】 その記事は分からないのですが、メタミドホスについては、中国でもこの少し前から禁止されています。

【奥田委員】 禁止されていますが、事故が起きた1カ月ぐらい後に、メタミドホスを大量に積んだトラックが横転した事故があったという記事もありましたよね。つまり、流通しているということですよ。

【中村食品監視課長】 そうですね。

【大屋委員】 よろしいですか。お願いします。

【池山委員】 中国産冷凍餃子に関して、対応も大変だったと思うのですが、このような食品テロみたいなことは今後も当然あり得ることだと思います。私どもの組織でもそうですが、様々なところで、大規模災害などの対策としてよく図上訓練などをしますよね。食品テロの事件などに対して、東京都では、日ごろ、図上訓練というのでしょうか、局としてどういう対応をとるか、という訓練はしているのですか。やはりそうした訓練は、日ごろ行う必要があると思うのです。

【奥澤食品医薬品担当部長】 いわゆる食中毒だけの狭い話ではないと思います。今一番危惧されている新型インフルエンザも含めて、危機管理という意味では、庁内挙げて様々な想定のもとに訓練をしています。

【大屋委員】 よろしゅうございましょうか。お願いします。

【飛田委員】 中国産冷凍餃子の問題から何を学びとるかということが恐らく問われていると思います。散発的に起こってくるものですから大変難しい面があるのですが、迅速な対応や情報の共有化など、対応について色々言われています。先ほど、少し言葉が足りなかったかもしれないのですが、地産地消が言われている中で、できれば国内でもっと食品工業も頑張っていたきたいし、また、低コスト化、効率化ということで、安く流通させよう、製造コストを下げようという背景があったから起こったということもあると思います。コスト主義になりがちな関係者の問題と、一方では、地域でできているものを十分に活かすための課題、例えば、地方では人が都会に出てきてしまっていて疲弊しているという問題もあります。できるだけ、地域で産業を興すということなども考えなければいけないと思います。今回の餃子の事件について、違った角度から見て何故起こったのか。開発輸入される場合に、会社間の連携がどうであったかとか、最初に頼んだことがそのまま現地で守られていたかどうか。また、現地の対応、つまりコストダウンを図るがために、何らかの社会的な軋轢が生じていたのかもしれない。そういう意味では、食を外国に依存することの反省と、外国に任せる場合にも、安い労働力を利用した方法ですと、色々な問題が起こるのではないかと思います。こういう問題に関して、食品安全審議会で取り上げるべき対応だけでは済まないかもしれませんが、生産から流通に至る全体の過程において、多数の事業者が介在する場合の連携のあり方、トレーサビリティをどう維持するか。その辺りが1つ大きな課題であるかもしれないですね。

先日、全国消費者団体連絡会において、中国大使館からお話を聞く機会がありました。その際、大使館の方に、不要な農薬、使ってはいけない農薬の回収をしていただきたいと申し上げました。国内においても、危険物をどう処理するかという問題があると思います。外国との協調は図らなければいけませんし、犯人もはっきりしていませんので攻撃するわけにもいきません。ただ、要らないものを回収するという方法は、国内外において共通して言えることで、中国の消費者に対しても危険ではないかと申し上げました。多面的に考えていかなければいけないと思います。

【大屋委員】 食品衛生というより、食の安全を広く捉えたところからの御発言です。なかなか対応は難しいと思いますが、今、地産地消のこともふれられましたが、それらも含めて何か事務局としてありましたらどうぞ。いかがでしょうか。

【大川産業労働局食料安全室長】 委員の御意見にありましたような、もっと国内のものを大事にするということが流れとして出てくることは、都内産の農林水産振興、ひいては国

内の農林水産業振興につながりますので、そういう意味では大変に有り難いお話です。是非そういう形にいきたいというところではありますが、一方で、現在の都民、国民の食料を確保するという観点からですと、やはり都内、国内だけでは足りないというなかで、どのように食料を確保するのか。そのあたりの苦労があります。今、中国産のものが色々と言われていますが、冷静に考えると、安全という観点からは、農薬の残留などのデータの的にも、必ずしも中国のもの、外国産のものが安全でない、ということではありません。ただ、消費者、都民の方が安心したいというのは当然ですし、身近なものに期待されるということでもございます。いわゆる食の安全安心ということ、また、もう少し広い視野から、地産地消、あるいは国内産、都内産の産物の振興ということで、私どもも頑張りたいと考えています。

【大屋委員】 よろしいですか。

【飛田委員】 はい。

【大屋委員】 それぞれ、国なり業界なりがありますが、自治体は自治体として、行政間の連絡を密にとりながら対応していただきたいということでまとめたいと思います。よろしゅうございますか。他にございますか。

【中村委員】 1つだけ。危機管理についてお伺いします。先ほど、全庁挙げて取り組む体制があるとのことでした。東京都では、危機管理のヘッドはどこなのですか。食品に限らず、危機管理はものすごく重要な部分ですが、食品については食品監視課がヘッドになるとして、全体として危機管理を考えた場合、どこがヘッドになるのでしょうか。

【梶原健康安全部長】 危機管理という場合には、様々な次元があります。ヘッドは、そのレベルによって異なります。例えば、食中毒の発生や感染症などの福祉保健局事案の中でのレベルのものならば、福祉保健局長がヘッドになります。もし、都庁全体の問題になれば、災害対策本部が設置され、総務局総合防災部の危機管理監がヘッドになります。例えば、大規模な地震や新型インフルエンザなどによって災害対策本部が立ち上がった際の最高責任者は知事です。そのレベル、被害の大きさ、あるいは対象の重大性に応じて、その時の責任者は異なります。命令系統ははっきりしています。

【中村委員】 例えば、対象がはっきりしているものについては、それぞれについて大体どこが責任を持つ部局になるのか決まると思うのですが、何が起こったか分からない場合はどうなのでしょう。例えば、水道が汚染された場合には食品の関連の部局が対応するのか、もっと違うレベルのものが対応するのとなると、まずはどこが統括するのですか。

【梶原健康安全部長】 水道の汚染ならば、水道局が事業体ですから、まず一義的に動きます。それとともに、例えばテロであったり、広範囲に混入されるということであれば、総務局総合防災部の危機管理監が指令を出すことになります。

【中村委員】 では、今回の中国産餃子の場合には、総務局の危機管理のヘッドが出るまでもなく、食品関連の部局の対応で済んだ。大体解決したという理解でよろしいですか。

【梶原健康安全部長】 福祉保健局内の危機管理体制の機能で対応したという理解です。

【大屋委員】 よろしいですか。

【中村委員】 はい。

【大屋委員】 どうぞ。

【池山委員】 1点、先ほど聞き忘れたのですが、通常の食中毒の対応ではない、こういう異常な問題の場合、保健所との連携は、通常と多少違う形で実施する必要があると思うの

ですが、その辺りはどうなっているのでしょうか。

【中村食品監視課長】 今回の場合、a県とc県という空間的に離れたところで同じものがありました。ある種のディフューズ・アウトブレイク事例として、この件についての注意喚起は、都内のどこに同様の患者がいるか分からないですから、同時通報で、保健所や医療機関などに行っています。同様の患者をもし探知したら一刻も早く情報を上げてくれ、というのが一義的な動きです。ですから、保健所だけではなく医療機関も含めて実施しています。医師会、薬剤師会や福祉施設も含めて、探知できるであろうというありとあらゆるルートには、周知して依頼しました。先ほど、各局連携といいましたのは、どういう事件が起きているかという情報を知らないといけませんから、その情報をまず共有化して、関連のところで把握することが一義的だと考えてのものです。

【大屋委員】 よろしゅうございますか。

【池山委員】 はい。

【大屋委員】 時間が少し過ぎています。これだけという御質問がありましたらどうぞ。

【交告委員】 効率化から見ると、やはり情報の伝達方法に非常に問題があると思います。自治体間や自治体内での連絡は、ファクス送信をしたと思います。ファクスだけだと非常に危険で、電話で補充をして、ファクスを何枚送信したかとか、内容のポイント、例えば毒が入っているという一言だけでもキーワードは告げないと、その後の対応が変わってきます。回路を複数にすることが必要だと思います。

また、保健所に検査してくれと持っていったら拒否され、それが元で初動が遅れたということがありました。保健所の労働力の問題もあるし、どんなものでも取り上げていたら仕事ができなくなるということもありますが、今回のようなこともあります。保健所が受けられない場合には他では受けられる、というように、回路を複数化できないかという問題があると思います。他にも、医師が報告しなかったり、保健所が年明けまで動かなかったり、色々遅れる要因がありました。そこを徹底解明して、対策によって防げるものについては、そのような体制を作ることを考えないといけないと思います。

【中村食品監視課長】 今、交告委員から御指摘がありましたのは、1月7日のa県からのファクスのことかと思えます。4枚入ってきたものを、最後の1枚を取り違えてb区保健所に送った件です。間違えていたことについては、もちろんこちらの事務的なミスですが、ファクスの送り方については、今、御指摘がありましたとおり、送りっぱなしということはありませぬ。当然この時点で電話連絡をして確認をしています。また、確実に送った第1ページ目に、「縮腫」、「神経症状」といった表現が出ており、有機リン系の疑いが分からないということはなかったものと思えます。事件の根本からひっくり返すものではないということです。では、1月7日にA社に送って何故分からなかったかということ、A社内では、A社はA社だけの品質管理をしており、B社ブランドのルートは別会社ルートなので、そこまでの情報がA社の担当者ではとれていないのです。ですから、1月7日の時点で分かったのだらうと言われると、我々には分からなかったのです。a県からのファクスには、刑事的側面を思わせるような表記もありました。ですから、1月7日の時点で分かっただらうということは、どう言われてもできなかったというのが正直なところで、1月29日にc県の例がA社で結びついて5分後に判断したところです。

2点目は、他自治体の例になるのですが、この自治体において何故すぐ探知できなかった

のかというのは、色々なお話をされていますが、東京都としては、責任を持って答えられません。今の御指摘のような不具合があったかとは推測されます。ですから、これを受けて厚生労働省は、情報の伝達システムをしっかりとしるということを自治体に言っています。また、同時に、企業においても「探知した情報を収集して統合化して判断する」ということを法の改正も含めて義務付けようとしています。その辺りが、反省として今後生かされる点かと考えています。

【大屋委員】 もう一点、年末の受付についてはいかがですか。

【中村食品監視課長】 これは他自治体の事情なのであまりコメントできないのですが、事件の重大さが分かっているが、忙しくて受け付けられなかったということではないと思います。認識論だと思います。この自治体の方も、理由として、単に忙しいから受け付けられなかったとは最終的に表明していないかと思います。

【奥澤食品医薬品担当部長】 この事件については、1月29日に2つの事件がどうもつながりそうだということから大きく評価が変わってきたというのが事実です。そういう意味では、その時点での対応は適切に行ったものと考えています。ただ、他自治体及び東京都の対応も含めて全体で考えますと、色々な反省点があるのは事実です。危機管理、先ほどの初動のセンスの問題も含めて、やはりよく検証して得るべきものは今後に生かしたいと考えています。

【大屋委員】 分かりました。通常のきちんとした体制で対応したということ、またその反省点を今後に生かすということで、両面からひとつお願いいたします。よろしいですか。

【交告委員】 東京都の行動に何かミスがあったというつもりで言ったわけでは全然ありません。法律家は、そういう角度からものを見て一般化して議論しますので、東京都だけの問題ではなくて、全体の情報システムを色々考える必要があるということです。

【大屋委員】 では、そういうことで受けとめていただければと思います。ありがとうございます。

もう時間になりましたが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

まだ皆様には御意見等あるかと思いますが、進行役の勝手際で全部を汲み取れないことをお詫び申し上げます。また、審議につきまして御協力いただいたことをお礼を申し上げ、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 大屋委員、どうもありがとうございました。また、委員の皆様、御審議ありがとうございました。

冒頭申しましたが、委員の皆様の任期につきましては、8月31日までです。緊急にこの審議会にお諮りしなければならない案件がない限り、今回が任期中の最後の審議会になります。皆様におかれましては、2年の間、貴重な御意見、御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。事務局一同、厚く御礼申し上げます。

また、引き続き委員をお願いすることもあるかと思いますが、その場合は改めて委嘱の手續をさせていただくこととなります。どうぞ、その際はよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして食品安全審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時04分閉会